

函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 6 6 号

函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等
に関する規則の一部を改正する規則

函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する規則（平成 1 0 年函館市規則第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項前段」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項前段」に，「受託者（市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者）」を「受託者等（条例第 3 条第 2 項に規定する受託者等）」に改める。

第 3 条第 4 項中「受託者」を「受託者等」に改める。

第 5 条第 2 項中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項後段」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項後段」に改める。

附 則

この規則は，函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例および函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年函館市条例第 4 6 号）の施行の日から施行する。